

マーク切除に関する諸外国の法制度

米国

米国においては、以下のように、偽造商標（登録商標と同一又は実質的に識別不能な商標；counterfeit trademark）が付された商品については、商標権者の承諾がない限りマークを切除して通関させることが認められていないが、偽造商標に該当しないコピー／模倣商標（公衆をしてコピー／模倣商標と登録商標を関連付けさせるおそれのあるほど登録商標と類似する商標；copying or simulating trademark）が付された物品については、マークを切除して通関させることが認められている。

< 偽造商標が付された物品について >

米国に輸入された偽造商標が付された物品については、差押えられ、商標権者の同意がない限り没収される（関税法第 1526 条（e）；19 USC 1526(e), 19 CFR 133.21(b)）。

商標権者が通知を受けてから 30 日以内に物品の輸入、輸出、商標抹消後の通関又はその他の適切な処分について書面による承諾を行わない限り、当該物品は 133.52 条の規定にしたがって処分される（19 CFR 133.21(e)）。

財務長官は、没収された商品を原則的に廃棄するが、商品が安全を欠いていないか健康にとって危険でない場合であって、商標権者の承諾を得た場合には、廃棄に代えて、その商品からマークを切除し、その商品を「連邦、州および地元の政府機関への引渡し」、「慈善団体への贈り物」、「公開競売での税関による売却」により処分することが可能とされている（19 USC 1526(e)）。

< コピー／模倣商標が付された物品について >

コピー／模倣商標を付した物品の米国内への通関は認められておらず、税関において留置される（19 CFR 133.22(a)及び(b)）。

輸入者が、30 日間の留置期間中に、問題の標章を復活不可能な方法により除去したこと（例えば、刻印されたマークを削り落とす、商標又は商号を表示したプレートを除去して廃棄する）等を証明した場合には、留置対象となった物品は輸入者に返還される（19 CFR 133.22(c)及び(e)）。このマーク切除の規定は、輸入時点において偽造商標が付されていた物品には適用されない（19 CFR 133.22(d)）。

輸入者が 30 日の留置期間中に留置された物品の返還を受けることができなかった場合には、当該商品は差し押さえられ没収手続が開始する（19 CFR 133.22(f)）。違法な商標又は商号が全て除去された場合等で適切な場合には、没収の免除が認められうるが、偽造商標が付されていた物品については除外されている（19 CFR 133.51(b)(2)）。

EU（欧州連合）¹

欧州共同体規則（第 9 条）では、知的財産権を侵害する物品の EU 領域外から領域

¹ 「平成 15 年度先進国における模倣品流通対策法制の実態調査報告書」（特許庁 平成 16 年 3 月）59 頁

「知的財産権侵害物品の水際取締りに関する欧州理事会の新規則について」（C I P I C 事務局 C I P I C ジャーナル（2003 年 9 月・Vol.140））14 頁

内への輸入は認められない。なお、マーク切除行為やマークが切除された商品の輸入行為を商標権侵害として規制する旨の規定はない。

EC 関税規則²においては、税関手続として、侵害疑義物品について、下記の手続が踏まれる（第9条～第15条）。没収された物品については、権限のある当局は、権利者の被る損害を排除する方法で、知的財産侵害品を廃棄し、又は商業上の流通外で処分し、又は、当該物品について、当該取引により関係者に生じる経済的利益を効果的に剥奪する他のあらゆる措置（例外的な場合を除き、無許諾不正商品に添付された商標をはがすだけでは、上記措置とはみなされない。）を講ずることとされている（第17条）。

（参考）ドイツ商標法

ドイツ商標法上の認定手続については以下のとおり。

第146条 標識に対する権利の侵害の場合における差押

- [1] 本法によって保護される標章又は取引上の表示を不正に付している商品は、侵害が明白であり、かつ、不正商品及び海賊商品の自由な流通のための提供、輸出、再輸出又は保留手続の登録を禁止するための手段を規定している1994年12月22日の理事会規則(EC)No.3295/94(欧州共同体公報 No.L341, p.8)の適用対象とならない限り、権利の所有者の申立によりかつその者が担保を提供することを条件として、輸入又は輸出時において税関当局が差し押さえることができる。この規定は、税関当局の取締りの範囲においてのみ、欧州連合の他の加盟国及び欧州経済地域に関する条約の他の締約国との取引に適用される。
- [2] 税関当局は、差押を命じる場合は、対象物品の処分権限を有する者及び申立人に遅滞なく通知しなければならない。処分権限を有する者の氏名及び住所と共に商品の出所、数量及び貯蔵場所が、申立人に通知されるものとする。書状及び郵便物の秘密厳守(基本法(Grundgesetz)第10条)は、この範囲に制限される。申立人には、点検が商業上又は取引上の秘密を侵害しない場合は、商品を点検する機会が与えられるものとする。

第147条 没収；異議申立；差押商品の解放

- [1] 第146条[2]の第1文の規定に基づく通知の送達が遅くとも2週間以内に差押に対して異議が申し立てられない場合は、税関当局は、差押に係る商品の没収を命ずる。
- [2] 処分権限を有する者が差押に対して異議を提起した場合は、税関当局は、これを遅滞なく申立人に通知しなければならない。申立人は、差押に係る商品について第146条[1]の規定に基づく申立を維持するか否かを税関当局に対し遅滞なく宣言する必要がある。
- [3] 申立人がその申立を取り下げた場合は、税関当局は遅滞なく差押を解くものとする。申請者がその申立を維持し、かつ、差押に係る商品の没収又は処分権の制限を命じた執行可能な裁判所の決定を提出する場合は、税関当局は、必要な手段を講じなければならない。
- [4] [3]にいう場合の何れもが適用されないときは、税関当局は、[2]の規定に基づく申立人に対する通知の送達後2週間を経過したときに差押を解くものとする。[3]の第2文に規定する裁判所の決定を請求したが未だ受け取らないことを申立人が立証できる場合は、差押は更に最長2週間まで維持されるものとする。

² 2004年7月1日から適用される「一定の知的財産権を侵害している疑いのある物品に対する税関の行為及び当該権利を侵害すると判断された物品について採られる手段に関する理事会規則」